

## 環境研究総合推進費における若手研究者の自発的な研究活動等への支援実施について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「実施方針」という。）に基づき、以下及び別紙の実施方針のとおり、環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）により研究実施のために雇用された若手研究者の自発的な研究活動等を可能とします（以下「本制度」という。）。

### 1. 概要

「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月 環境大臣決定）において触れられているとおり、推進費として更なる成果を挙げるため、独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図ることが重要です。

推進費により雇用される若手研究者が、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動（以下「自発的な研究活動等」という。）を行い、独立した自由な研究環境下での活躍を推進することは、若手研究者自身の能力向上のみならず、若手研究者の自由な発想に基づく研究を通じ、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進や研究生産性の向上に資するものであることから、今般、推進費においても本制度を導入します。

若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成（海外や所属するセクター外での活動を含む。）のため、推進費による研究実施のために雇用される若手研究者について、雇用されている研究課題（戦略的研究開発プロジェクトを含む。以下同じ。）から人件費を支出しつつ、当該研究に従事するエフォートの一部を、当該研究の推進に資する若手研究者の自発的な研究活動等に充当することが可能です（研究活動のための経費は対象ではありません）。なお、適用にあたっては、研究の執行に責任を持つ研究代表者等（研究分担者を含む）は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援してください。

### 2. 対象者

原則として、以下の全てを満たす者とします。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、推進費による研究の実施のために雇用される者（ただし、研究課題の研究代表者等が自らの人件費を研究課題から支出し雇用される場合を除く）
- (2) 自発的な研究活動等を開始する年度の4月1日時点で40歳未満、または博士の学位取得後8年未満である者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

### 3. 実施条件

原則として以下の全ての条件を満たすこととします。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) 研究代表者等が、当該研究の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) 研究代表者等が、当該研究の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該研究に従事するエフォートの20%を上限とします）

### 4. 従事できる業務内容

上記3. の全ての実施条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

### 5. 実施方法

「若手研究者の募集」、「申請方法」、「活動報告」及び「活動の支援、承認取消」等の具体的な実施方法については、別紙の実施方針を踏まえ、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施してください。各研究機関においては、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行ってください。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管してください。

### 6. 環境再生保全機構（以下「機構という。」）の対応について

本制度を利用して若手研究者が自発的な研究活動等を行う場合は、所属研究機関での手続きが済み次第、承認申請書及び承認通知書（変更承認を含む）の写しを機構に提出してください。

機構は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、当該自発的な研究活動等の状況報告を求めることができるとともに、3. の実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関等に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講じます。

### 7. 適用開始日

令和3年4月以降に研究を実施するものから適用します。

以上